地方税財源の充実・強化

政策提言先 総務省、内閣府

政策提言の要旨

地方財政は、社会保障関係費の増嵩などにより恒常的に財源不足の状態が続いています。 さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の 大幅な減少が懸念される中、国土強靱化のための防災・減災事業や南海トラフ地震をはじめ とする災害への備え、地方創生・人口減少対策に加えて、感染症防止対策や経済影響対策の さらなる拡充・継続のための取組を推進していくためには、こうした施策に係る財政需要に ついて安定的な財源の確保が不可欠です。

ついては、令和3年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を措置していただくとともに、地方一般財源総額を確保しつつ、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立等により、地方税財源の充実・強化を図ることを求めます。

【政策提言の具体的内容】

1 地方一般財源の総額確保

- 令和3年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】における地方の一般財源総額については、国の新経済・財政再生計画において、令和3年度までは平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえ、平成30年度を1.1兆円上回る63.2兆円とされたところです。
 - 一方で、地方の歳出は、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって実施する地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・ 雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、さらには新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や経済影響対策に加えて、デジタル化の推進など社会の構造変化を踏まえた対策などの財政需要も見込まれますことから、引き続き十分な規模で地方一般財源の総額を確保し、地方の取組を後押ししていただくことが必要です。
- 地方創生の推進については、令和元年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、その中で、地方公共団体においても、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが求められております。地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくためには、令和2年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続し、地方創生・人口減少対策に向けた取組をしつかりと進められるよう必要な地方一般財源を十分に確保することが必要です。
- 一般財源の確保に当たっては、地方交付税の総額をしっかりと確保することが必要であり、地方交付税の法定率の見直しを含め、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない 持続可能な制度の確立に向けた方策を国と地方で検討していく必要があります。

2 防災・減災、国土強靱化等に必要な財源の確保

○ 平成30年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、防災のための重要インフラ等の機能維持及び国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施するとされており、令和2年度が最終年となります。

本県でも、この緊急対策にかかる財政支援を最大限活用し、海岸堤防や緊急輸送道路等の橋梁の耐震化など、「命を守る」ための防災インフラの整備を加速化して進めてきました。しかしながら、頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靱化のために対策が必要な箇所は依然として多く、その整備が急務となっていることから、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債を継続するなど、3か年緊急対策の終了後も、これらの事業に対する財源を確保することが必要です。

○ 南海トラフで発生する地震(M8~9クラス)は、今後30年以内の発生確率が70%~80% とされ、震度7の揺れと巨大津波の脅威は刻々と増しており、このような時間的な制約の ある中で、大規模な被害が想定される地域においては、実効性の高い地震・津波対策に対 して優先的に投資していく必要があります。

このため、令和2年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債を活用し、これまで庁舎の高台移転や学校の耐震化等の南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に取り組むことができました。一方で、関係者や連動する事業との調整が必要であるため、令和3年度以降に着手となる事業も見込まれるとともに、災害時要配慮者の避難計画の検討を進める中で新たに必要性が生じた津波避難施設の設置や新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるための避難所の増設など、新たな課題への対応も必要となっております。

このことから、緊急防災・減災事業債については、本県のような高い確率で大規模地震の発生が見込まれている地方の意見を十分に踏まえ、恒久化や継続を行うなど、国土強 靱化と防災・減災を加速するための財源を安定的・継続的に確保する必要があります。

3 条件不利地域や財政力の弱い地方自治体に対する適切な財源措置

○ 本県のように全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している地方自治体では、地方創生・人口減少対策を一層推進するとともに、人口減少下においても、教育・福祉など地域や住民が必要とする行政サービスを安定的に提供することや災害へ備えるために社会資本を整備し、それを維持・修繕していく必要がありますが、十分な財源保障がなければ着実に取組を実行していくことは困難です。

そのため、令和3年度以降においても、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」の算定の考え方を継続するなど、地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い団体の実情を十分に踏まえた財源措置が必要です。

4 新型コロナウイルス感染症対策の継続

- 新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が予想されることから、地方には、感染防止対策や社会経済活動の回復の両立を図るとともに、デジタル化の推進などウィズコロナにおける社会の構造変化を踏まえた対策などに取り組んでいくことが求められております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、現時点で活用見込額が交付限度額を超えており、不足が見込まれることから、地方が責任を持って必要な対策を実行することができるよう、予備費等を活用して同交付金総額のさらなる積み増しを図るとともに、令和3年度以降についても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、同交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、地方が必要とする財源を措置していただくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本県経済は観光関連産業をはじめ飲食業や第 一次産業など様々な分野で打撃を受けていることから、地方税の大幅な減収が生じること が懸念されております。

地方税の減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることから、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税等を減収補てん債の対象に追加するなど、地方財政の安定的な運営に向けた措置が必要です。

【政策提言の理由】

地方の一般財源総額については、国の新経済・財政再生計画において、令和3年度までは 平成30年度と同水準の確保が保障されることとなり、令和2年度地方財政計画においては、 地方の一般財源総額が前年度の水準を0.7兆円上回る額で確保されるとともに、地方法人課 税の偏在是正措置により生じる税源の全額を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に 向けた施策に取り組むための「地域社会再生事業費」が創設されるなど、厳しい地方財政へ の配慮がなされたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れに伴い、国において は税収の大幅な下方修正を検討している状況にあり、地方においても税財源の大幅な減少が 懸念されているところです。

今後とも、増嵩する社会保障関係費のほか、国土強靱化のための防災・減災事業や南海トラフ地震などの災害への備え、地方創生・人口減少対策への取組に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や経済影響対策などに対応していくためには、地方交付税の増額をはじめとする地方税財源の充実・強化が必要です。

【高知県担当課】 総務部 財政課